

平成 31 年 3 月 26 日
小 樽 市

小樽市自治基本条例第 3 6 条に規定する 条例の見直しの検討結果について

小樽市自治基本条例（以下「条例」といいます。）は、市民の皆様、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、平成 2 6 年 4 月より施行されています。

今年度は、条例施行より 5 年目を迎えるため、第 3 6 条第 1 項に規定されている、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかについての検討を行いました。

条例の見直しに係る検討方法について

本条例第 3 6 条第 1 項に規定する、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかについての検討については、条例の趣旨を尊重しながら、以下の手法により行いました。

① 条例に基づく取組等の取りまとめ

市が実施又は把握する、条例に基づくと考えられる取組等について、各条文ごとに整理を行いました。

② まちづくりフォーラムの開催（平成 3 0 年 7 月 1 4 日（土））

条例の周知と、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかについての意見を聞くことを目的に、広く市民の皆様を対象にフォーラムを開催いたしました。

③ 小樽市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）の設置

（平成 3 0 年 8 月 3 1 日（金）～ 1 2 月 1 2 日（水））

この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかについて、また、市が実施又は把握する、条例に基づくと考えられる取組等について検証するため、学識経験者や公募による委員等に参加していただき検討委員会を設置しました。

条例の見直しに係る検討結果について

検討方法①～③により、この条例が小樽のまちづくりに適しているか検討を行った結果については以下の通りです。

<検討方法①について>

各条文に対してその趣旨を反映した取組は概ね行われているものの、これまで以上の取組を推進する必要があるという自己評価をし、小樽市自治基本条例検討委員会に示しました。

(参考資料 1 「小樽市自治基本条例 見直しについての提言書」別紙参照)

<検討方法②について>

まちづくりフォーラムでは、当日の意見として、条例を改正するべきという意見はありませんでした。

しかし、市民参加の仕組みが不十分である点や小樽市外に在住している人たちも、まちづくりに関わっていただける環境を整備することが、協働のまちづくりの推進に繋がるということなどについて意見をいただきました。

<検討方法③について>

検討委員会での検討結果につきましては、提言書(参考資料 1)として平成 30 年 12 月 12 日に市長に提出していただきました。提言書では、「条文自体の見直しは、必要ないという結論に至りました。」とされています。

しかし、提言書では、条例の各章ごとに、その取組の課題が指摘されており、特に必要な重点事項として、条例の周知、まちづくりの専門の部署の設置と職員の意識改革及びコミュニティへの支援について示されています。

<条例の見直しについて>

条例第 36 条の規定に基づく見直しに当たり、検討方法として①～③による手法を用い検討を行いました。いずれも条例の見直しの必要性があるという結果には至らなかったため、今回は条例の見直しは行わないこととします。

しかし、今回の検討に当たっては、条例に基づく取組などについて様々な課題が指摘されているところです。それらについては、今後、検討してまいりたいと考えております。